



クーリング・オフ回避を狙う 業者に気をつけましょう！



A男さんからの相談

パソコン教室に1年間通学する契約を交わし、約30万円の代金を支払ったが、やはり1年間の継続は無理だと思ふようになり、8日後にクーリング・オフの申し出をした。すると「訪問販売ではないので、クーリング・オフはできません。」と言う。半年間の受講へ切り替えることはできるが、以前に支払い済みの入学金を再度支払う必要があると言われた。

しかたなく1年間の契約で継続することにし、40回くらい受講したが、講師が遅刻する、講義中に清掃や模様替えが行われる、他の受講生より悪い対応をされるなど我慢できないことが多く、解約したい。



B男さんからの相談

ブランドの洋服を扱っているという若い女性から電話で誘われ、駅で待ち合わせることになり、その際ケーキを買って持ってくるよう言われた。ブランドものの話をしながら食べようということかと思ひ、そのとおりにした。しかし、女性の勤めている店に連れて行かれ、カタログを見せられたり、試着を勧められたりして長時間にわたり購入を勧められた。高額なので払えないと断ったが、なんとかなるからとさらに説得され、結局70万円で購入する契約をした。収入は実際より多く書くよう言われた。契約後、店員たちとケーキを食べた。やはり、これからの支払いが心配になり、キャンセルはできないのかと聞いたら、できないと突っぱねられた。もう解約はできないのか。

お答えします

『特定商取引に関する法律』では、一定の場合に、クーリング・オフによって無条件に契約を解除する権利を消費者に与えています。

A男さんからの相談のパソコン教室は、エステ学習塾・外国語教室などと並んで、一定以上の契約金額や期間であれば『特定継続的役務』にあたり、クーリング・オフが認められています。特定継続的役務の場合は、訪問販売や電話勧誘販売といった取引形態上の制限はありません。業者の「訪問販売ではないので、クーリング・オフはできない」という発言は、虚偽の説明となります。

なお、契約書面の交付もしていませんでした。

B男さんは、業者は、契約は店頭販売だから『特定商取引に関する法律』は適用されないし、キャ

ンセルはできない、と断言したようです。本件の場合は、契約場所は店頭ですが、最初の電話で販売する目的を告げずに呼び出しており、『訪問販売』に当たります。したがって、クーリング・オフができますし、店員の「キャンセルはできない」という発言は、虚偽の説明をしたこととなります。

いずれの相談も、クーリング・オフにより契約が解除され、支払った金額は返されました。クーリング・オフができるにもかかわらずできないと言ったり、代わりの条件を提示したりして、解約を阻止しようとする業者が見受けられます。そのようなことがあった場合は、早めに県または町の消費生活相談にご相談ください。



1月の消費生活相談

相談日等 1月7日(月)、16日(水)、21日(月)、28日(月)
午前10時～正午、午後1時～3時
☎(93)7700
(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部
☎048(734)0999 午前9時30分～正午
午後1時～4時(土・日・祝日は休業)
産業振興課商工観光係 内線245・246